

平成 2 8 年 第 2 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 8 年 1 月 2 6 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	白 井 正三郎
教育長職務代理者	石 井 正 治
委員	上 野 操
委員	松 原 秀 成
委員	尾 上 郁 子

事務局	教育推進課長	柴 田 靖 弘
	学務課長	住 田 雅 一
	指導室長兼教育研究所長	稻 垣 達 也
	学校施設担当課長	佐 藤 弥 栄
	統括指導主事	中 山 兼 一

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	飯 田 常 雄

白井教育長	<p>開 会 時 刻 午後 1 時</p> <p>ただいまから、平成 2 8 年第 2 回教育委員会定例会を開催します。</p> <p>日程第 1、署名委員を決定します。上野委員と松原委員にお願いします。</p> <p>続いて日程第 2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに第 1 号議案、江戸川区教育委員会教育目標・基本方針及び平成 2 8 年度教育重点目標についてを議題とします。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
柴田教育推進課長	<p>第 1 号議案、江戸川区教育委員会教育目標・基本方針及び平成 2 8 年度教育重点目標についてでございます。お手元に資料をお配りしてございます。</p> <p>例年、教育目標・基本方針、重点施策につきましては、この時期にご審議いただいているものでございますが、各委員さん方には、事前に 2 8 年度の教育重点施策についてご意見をいただいたところでございます。今日お配りしているこの資料につきましては、皆さん方のご意見をいただいたものを修正したものでご用意してございます。特に修正をいただいたものにつきましては、赤い字で記載をさせていただいています。</p> <p>まず、教育目標と基本方針でございますが、こちらにつきましては、毎年、毎年変えるものではないというようなことで、大きな目標・方針という内容でございます。今回は訂正、それから変更といったご意見はいただいておりません。</p> <p>もう一点の教育重点施策ということで、平成 2 8 年度のものでございます。まず、1 ページ目の中で、下から二つ目、豊かな心をはぐくむためという文言でございますが、以前は、その赤字で示しているところが、充実しますというような表記になってございました。こちらにつきまして、委員さんからご意見をいただき、推進しますというような表記に変えさせていただいたということでございます。</p> <p>2 点目でございますが、次のページをごらんいただきたいと思います。基本方針の 2、下から丸三つ目でございます。自らの健康に対する意識を持ち、良い生活習慣を身に付けられるように、医療関係等の外部人材を活用し、保健授業の充実を図っていきます。ということで、これまでは表記をしてございましたが、これを図りますということでの訂正でございます。</p> <p>続きまして、次の 3 ページでございます。新たに、「学力向上」「豊かな心の育成」「体力の向上」を柱として、小学校・中学校が連携した取り組みの充実を図ります。ということが一つ。</p>

	<p>もう一点は、オリンピック・パラリンピック開催に向けた機運の醸成を図るとともに、開催後も教育的な資産（オリンピック・パラリンピックレガシー）を残せるよう各学校で、オリンピック・パラリンピックレガシー創造プランを策定し、その取り組みの充実を図ります。という2点について、追加をしたものでございます。</p> <p>続きまして、4ページでございますが、こちらの基本方針の3の真ん中、上から四つ目の丸、スクールカウンセラーを活用した校内の教育相談体制および教育相談室の面接相談・電話相談の充実に努めるとともに、子ども家庭支援センター等の関係諸機関との連携を一層深め、総合的な相談機能の充実に努めます。ということで、以前は、努めていきますというような表記でございました。こちらについて、努めますということで委員さんからのご指摘をいただいております。</p> <p>続きまして、5ページ目でございます。二つ目の丸でございます。こちらも長くなりますので、下の2行を読ませていただきますが、地域の教育力を積極的に活用した体験活動を推進します。ということで、以前は、体験活動に積極的に取り組みます。という表記でございましたが、委員さんからのご指摘でございます。</p> <p>以上が28年度教育重点施策につきましての変更点でございます。</p>
教 育 長	<p>よろしいですか。ただいま、教育目標・基本方針及び平成28年度の教育重点施策を皆様にお配りして、訂正部分は赤で直してあります。これにつきまして、ご意見・ご質問はございますでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>すみません、申しわけないんですが、1点文言が抜けておりました。3ページの下オリンピック・パラリンピックのところ、下から2行目、各学校でオリンピック・パラリンピック、この後、教育が正確には入っておりますので、こちらが漏れておりましたので、オリンピック・パラリンピック教育レガシー創造プランというのが正式名称でございます。</p>
石 井 委 員	<p>そうすると、その上の両括弧の中も教育が入ってくるわけですか。</p>
教育推進課長	<p>上の括弧につきましては、教育的な遺産ということの説明文として、教育は入らないと思うんですが、下の行は、こちらでの正式な事業名として、教育が加わるということで、固有名詞ということです。</p>

石井委員	わかりました。
教育長	他にご質問等ございますか。
松原委員	推進するということで、大変いいと思うんですけども、例えば、2ページの真ん中のところの食育リーダーを中心として充実を図る、その下も充実を図る、それから3ページの一番上についても充実しますとあります。これは特にこだわらなくてもいいですか。
教育推進課長	充実を図ります。という言葉を使わせていただいているところは、内容について、今やっていることについての、内容について充実をしていきますという言葉で選ばせていただいたものでございます。
松原委員	なるほど、わかりました。
教育長	充実を図るというのは、中身をより膨らませていくと、濃くしていくということですかね。推進しますというの、今のをもっと拡大していきますということで変えたということですね。 いいですか、松原委員、よろしいですか。
松原委員	了解しました。
教育長	他にございますでしょうか。よろしいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	それでは、去年、大分このところは議論したと私は認識しておりますが、それでは、なければ第1号議案は、原案のとおり決定いたします。 続いての議案でございますが、第2号議案から第4号議案は、議会に上程する前の条例案であります。政策形成過程にある案件であることから、教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は、挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕

教 育 長	<p>全員賛成でございます。これより会議は秘密会となります。</p>
教 育 長	<p>〔第2号から第4号議案にかかる審議、政策形成過程終了につき公開〕 それでは、第2号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正についてを審議いたします。内容について、事務局からお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>第2号議案から第4号議案につきまして、地方公務員法、それから、行政不服審査法こうした法改正に伴う内容でございます。関連するものと思っております。一括でご説明させていただいてよろしいでしょうか。</p>
教 育 長	<p>よろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>では、第2号から第4号議案までお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>まず、第2号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正についてからご説明をさせていただきます。</p> <p>今回の条例改正、3本に共通している点につきましては、地方公務員法が改正されたということが1点、もう一点が、行政不服審査法の改正というのが二つの大きな要因でございます。</p> <p>まず、1点目の地方公務員法の改正につきましては、人事評価制度が導入されたことによりまして、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するということが大きく触れられております。改正点として1点目は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底、2点目が、退職管理の適正の確保の2点ということでございます。</p> <p>まず、1点目の改正、横版で新旧対照表をお手元にお配りしてございます。第1条につきましては、これは地方公務員法の改正に伴いましての条の項目のずれを訂正したものでございます。第6項だったものが第5項につけたというものでございます。</p> <p>第6条第三項、前項の職務の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとするということで改正がされました。これは先ほど申し上げました人事評価をもとに、能力及び実績に基づく人事管理の中です。これまでは、教育委員会規則の中で幼稚園教育職員</p>

の初任給等の規則の中で規定をされていた職務表でございますが、今回の法改正によりまして、条例で規定をなさいますということで法改正がなされました。そこで、別表第2を規則から条例に移したものです。お手元の新旧対照表の4ページをごらんいただきますと、赤字で別表第2、6条関係という表が新たに加わっております。こちらはこれまでは、規則の中で定めていたものを条例に挙げたというものでございます。それに伴いまして、下に別表3、赤い字で記載してございますが、これが今までの別表第2ということで、条ずれのために別表第3に移ったというものでございます。この改正がまず1点。

次の第4項におきましては、これは平仮名のすべてを全てということと、それから、今申し上げました、前項に規定する等級別基準職務表及びというものが新たに加わったというものでございます。

その下の括弧書きの部分につきましても、今までの点というものが、及びという形で表記になっております。7条の赤字でございます、江戸川区教育委員会規則括弧以下というのが、先ほど第6条3項でこれまでは、教育委員会規則括弧以下という教育委員会規則という表記がございましたが、これがなくなっておりますので、ここで、以下教育委員会規則という文言を加えたというものでございます。

それから、6項の職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例、第7条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より三号給下位の号給、括弧当該受けていた号給が、職員とする職務の給の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給とするということです。これまでは、業績評価に基づいて、降給というものが規定がなかったわけですが、ここで初めて、降給につきましても条例の中でうたい込んで、その降給の場合については、3号給を引き下げるということで、規定を新たに加えたものでございます。

それ以降は、項のずれを訂正、改正したものでございます。

それから、3ページ目に行きますと、第24条第1項第4号で赤字でございます、第2条第1項と書いてございますが、これは職員の分限に関する条例をこの条例の中で規定をいたしましたので、ここに、第2条第1項というようなことでの表記をしたというものでございます。

それから、29条第2項、行政不服審査法、第18条第1項本文という表記に変えることにつきましては、先ほど申し上げたとおり行政不服審査法自体が全部改正を行われたということで、こちらに引いてくる条文が変わったというもので改正でございます。

	<p>今回の地方公務員法の改正につきましては、平成26年に改正をされております。ただ、施行日につきましては、28年4月1日ということで規程をされておりましたので、5ページに付則の一つ目、この条例は、平成28年4月1日から施行をするというものであります。</p> <p>なお、今回の改正のもう一点であります退職管理の適正の確保という2点目の件につきましては、改めて、新たな条例として、職員の退職の管理に関する条例というものが、新たに区長部局でつくられるということでございます。こちらにつきましては、平成28年4月以降の退職ということになりますので、次の議会で、条例制定を区長部局で予定されているというものでございます。二つに分けて条例を改正するというものでございます。</p> <p>以上が第2号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正の内容でございます。</p> <p>続きまして、第3号議案、幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について、こちら新旧対照表をおつけしてございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げたとおり地方公務員法の法改正に伴う条ずれの改正内容でございます。施行日は、28年4月1日からの施行という内容でございます。</p> <p>第4号議案の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正につきましても同様に、地方公務員法の条ずれを規定で改正をするという内容になってございます。こちらについても、28年4月1日から施行という内容でございます。説明は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>今、第2号議案から第4号議案について説明いただきましたので、一括審議をしたいと思っております。第2号、第3号、第4号議案について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。</p>
上 野 委 員	<p>一番最初の幼稚園教育職員の給与に関するほうですけども、結局6条の3項、まず、人事委員会というのが出てきますけど、人事委員会の委員の構成については、どのような方が選任されているんですか。</p>
教育推進課長	<p>人事委員会の委員は3名です。現在の委員長が元大田区長の西野さんです。委員の方が2名おまして、1名の方は元人事院の事務総長の方、もう一人が元三井物産の取締役の方という3名になっております。</p>
上 野 委 員	<p>国ないし都レベルの方が来ているんですね。</p>

教 育 長	元区長ですからね。区と国ということですかね。
上 野 委 員	わかりました。
教 育 長	<p>よろしいですか。他にございますでしょうか。</p> <p>それでは、第2号、第3号、第4号の議案は、原案のとおり決定させていただきたいと思います。</p> <p>秘密会はここまでといたします。</p> <p>続いて、第5号議案です。江戸川区小中連携教育基本方針についてを審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
稲垣指導室長	<p>第5号議案でございます。江戸川区小中連携教育基本方針について、議案を提出いたします。お手元の冊子をごらんいただければと思います。</p> <p>これまで委員の方々からさまざまな議論、ご意見いただいたものを修正したものでございますので、よろしく願いいたします。</p> <p>1ページは目次でございます。それから2ページははじめに、3ページに江戸川区の小中連携教育の方針ということで、基本的な考え方と基本方針、4ページに小中連携教育の重点、期待される効果、根拠等に続いております。それから、6ページ、小中連携教育の内容ということで、小中連携教育の手立てや取組となっております。</p> <p>それから、7ページでございますが、小中連携教育推進体制の整備ということで、(1)想定される組み合わせ等ということで、図柄がございます。小中の校長会、役員会等からもご意見をいただきました。</p> <p>本区では小学校と中学校の通学区域が必ず一致しないことから、組み合わせの小学校から中学校に進学しない場合がある。組み合わせに入らない中学校に進学した場合でも、小中連携教育で培われた力を進学されている中学校で発揮できるよう配慮が必要であると。さらには、連携校の組み合わせ等については、本区の学校選択制の趣旨に踏まえ、随時検討、見直しを図れるようにするということです。固定的に連携校を一度決めたからもう永遠に連携校ということではなくて、子どもたち、学校選択によって、小中、どこの小学校からどこの中学校に行くかというのは、変化していくところもありますので、将来的な変化を見据えたときには、この組み合わせが変更できるようにということで、少し文言をつけ加えさせていただきました。それから、四角の中でA、B、Cの説明を加えさせていただきました。</p>

8 ページ、小中連携教育推進のための組織体制図（例）でございます。

最終的には一番上に小中連携教育連絡協議会、それから、その下に実務担当者部会、地域住民、保護者等の連絡・調整、意見交換なども行われるという図柄になっております。

それから、9 ページのほうでございますが、ここも（1）の小中連携教育における教科連携までの手順、（2）の小中連携教育構想の作成についてでございます。10 ページにつきましては、小中連携教育構想の作成例でございます。11 ページは（2）の教科領域等の連携教育プログラムの作成、12 ページが、小中連携教育の日における交流について記載しております。

それから、13 ページ、14 ページについては、小中一貫型小中学校を導入する際の考え方でございます。

それから、15 ページと16 ページについては、今後のスケジュール及びこれまでの本区の実践であります。6 番のこれまでの……。特に、15 ページですかね、スケジュールのところ、校長会からご意見いただきまして、細かな文言修正をしております。例えば、上から27年度、28年度となつて、28年度の5月からのところで、先ほどご説明させていただいた小中連携教育連絡協議会、または、実務担当者部会、年8回ということで、日時等も示させていただいたところなんですけど、連携校によりましては、もう既にかなり連携を深めている学校同士もございます。それから、また新たに連携校としてゼロからスタート、ほぼゼロからスタートする学校もございます。それによって、その協議会等の回数が年間8回も必要ないよという、実質的に8回も必要ない連携校があったり、ゼロからの場合には、ちょっと8回以上当然加わっていくということもありましたので、開催日及び回数については変更することができると思わせていただきました。

それから、それに伴いまして、17 ページ、18 ページの今の協議会設置要綱でございます。18 ページの開催日の記載のところも、開催日及び回数を変更することができるというふうに書かせていただきました。それから、前回この中のそれぞれの会の内容であるとか、メンバーであるとかが細かく記載されておりましたが、それを省いて柔軟に中身が運営できるように決めさせていただいております。その資料的なところは変更はございません。説明は以上でございます。

教 育 長

これまで教育委員会協議会で4回にわたってご議論いただいて、またそれぞれご意見、また、ほかのところでも読んでいただいていたものを今日、議案として出させていただいたわけですが、今、概要の説明に

	<p>がありました。それに関しまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
松原委員	<p>各学校で具体的に取り組みやすさが増したなという校長会の意見なんかも反映されていてよかったなと思うんです。私が一番期待しているのは、小中の具体的な交流というか、何をやるのという、何ができるだろうかというその部分を各校小中の校長先生はじめ先生方にぜひ考えて実践していただきたいということです。ですから9ページの交流という部分について、ぜひ取り組んでいく必要があるなというふうに思っているところであります。</p>
教育長	<p>事実、この交流を具体的に進めることが大切だというご意見ですね。</p>
松原委員	<p>そうです。根拠なんですけど、先週、八王子の一貫校の校長に会うことができたので、どうなのと聞いたら、やっぱり実質できていないんですね。職員会議は小規模校なので一緒にできているんだけど、大規模校は全然別々でやっているというんです。だから、そういうことがあると、せっかく連携しているというときに、絵に描いた餅ではだめなので、ぜひ具体的に、それぞれ状況によって取り組み方が違うと思うんですけれども、やっぱりやらないと意味がないと思っております。</p>
教育長	<p>交流というのも子どもたちだけの交流じゃなくてですよ、もちろんそうですよね、保護者交流等々あると思いますので。</p>
尾上委員	<p>15ページに新たに追加いただいた29年度以降の流れの中で、5月に小中連携教育の日、全校実施ということで、その下に新たに教育交流、児童・生徒の交流、地域を交えた交流という、ここ新たに書き加えていただいているほどなと思うんです。それが具体的にどういうことなのかということをもう少し今、松原委員の話の中で、こういうことですよ。</p>
松原委員	<p>そうですね。</p>
尾上委員	<p>ここの中の内容を少し、もちろん具体的に何を書きなさいということは無理だと思います、地域によって違いますので。ですから、連携校で実際に取り組んでいただきたいと思います。</p>

教 育 長	ありがとうございます。
上 野 委 員	8ページの図ですが、わかりやすいんですが、まずは、真ん中の下のほうにある意見交換というのがありますよね。意見交換は、具体的には誰と誰たちが意見を交換するというふうに図で読むのか教えてください。
教 育 長	どういうことを想定してというか。
指 導 室 長	これは、全ての関係者ということになります。もちろん学校、保護者、地域、それから、学校間、役職でいうと校長、副校長、コーディネーター等も担当教員も含めてさまざまな形で、縦横あわせて意見交換をしていくというところで考えています。
上 野 委 員	図式からいうと、横とつながっていないので。
教 育 長	そうすると、連絡調整と同じラインに入れたほうがいいということになりますかね、意見交換も。
上 野 委 員	連絡調整というのは、校長、副校長、コーディネーターたちとの間で結びつけているでしょう。今回そういうことでしょうか。
指 導 室 長	はい。
上 野 委 員	だから、それ以外の人とは直接調整でつながっていない、その下で提案協議というところでつながっているけども。
教 育 長	この絵だと、実務担当者部会と地域住民、保護者が意見交換をするというふうに読めますよね。
上 野 委 員	そう読めます。
教 育 長	ですけど、今の室長のだとちょっと違うかなと。
指 導 室 長	実は、そういうことが強かったんですけども、何回か地域住民、保護者等の学校との意見交換というか、意見を取り入れてというご意見がありました

教 育 長	<p>たので、このような図になっているんですが、図柄的に言いますと、当然学校間も意見交換をしますので、ここでは上下の学校と保護者、地域での意見交換ということの強調した図になっているんですが、あえて強調しなくても、縦横意見交換の場として入れてしまっても全然構わないものです。</p> <p>どうなんでしょうか。今、上野委員がお話、趣旨として、なられた、この意見交換というのは、実務担当者部会だけでなく、もっと小学校の区の枠がありますね。中学校の枠がありますね。そういうようなところとも意見交換をするというようにとおいたほうが、あらゆる意見交換にとっておいたほうがいいんでしょうか。</p>
中山統括指導主事	<p>ここであえて意見交換ということで、青い太い矢印のところにお載せさせていただいたのは、ここで作成するものが教育のものなんです。プログラムであったりとか、教科書とか。これは地域の方たちと連絡調整しながら協議をして固めていくというか、ここではきちんとお示しをしながら意見交換をさせていただく。それから、プラス地域交流のところでございますが、これについては、学校が主体的に動けるものだけではないわけです。地域のイベントで、例えば、どここの地区のお祭りに全学校で入るといふときに、それを校長先生方が主体的に地域のお祭りやしましょうというふうなことでスタートできるものではないので、これも地域の方から意見をもらう、意見交換をさせていただきます。これは単なる連絡調整というふうなことじゃないだろうというふうなことで、ここの中に色濃く意見交換ということで、太い矢印のところに載せさせていただいたということでございます。</p>
上 野 委 員	<p>だとすると、要するに、地域住民と保護者らと主に実務担当者部会との意見交換というふうに図面からはそう読めるでしょう。</p>
統括指導主事	<p>それを色濃くさせていただいたということ。</p>
上 野 委 員	<p>連絡調整というよりも、意見交換のほうが意見が反映する場でもあるので、だから、非常に有意義であるし強いんですね、意見交換のほうが。意思形成に参加するわけですから。</p>
教 育 長	<p>室長が一番最初にお答えなつたやつだと、ちょっとこの絵柄だとそうはとれないなということで、今、中山統括指導主事が言ったようなことだったら、</p>

	この絵柄でそう読めるかなと思いますよね。
上野委員	そうですね。そうすると、地域住民や保護者とのかかわり合いでは、連絡調整というところで横の連絡をしている校長や副校長、その他コーディネーターたちとの間の意見には直接かかわらなくてもいいわけ、というふうに読めるでしょう。
教育長	学校教育的な中身。
上野委員	それならそれで、そういうふうに説明しておいたほうがわかりいいと思いますが。
教育長	それでいいでしょうか。
上野委員	そうしたら、この図面で理解できる。
教育長	よろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	それから、考え方をちょっと皆さんからお聞きしたほうがと思うんですけど、17ページの要綱で、第3条は組織なんです。それで、第4条が実務担当者部会と具体的に出ていまして、それで、今度組織のところを例えば協議会と書いたほうがいいのか、それとも、これは協議会の組織なので組織と書いて、第4条のところは実務担当者部会でそのままでいいのか。
石井委員	一番上のところに、教育連絡協議会設置要綱とありますので、なので、受けるのはやっぱり組織でよろしいんじゃないでしょうか。
教育長	皆さんもそれでいいですね。
尾上委員	8ページの図柄ですよね。前回の図柄の中には校長、副校長になって、この後の下に小中連携教育コーディネーターというふうになりました。今回、副校長との連携、校長は外れています。校長同士の連携もありますよという話ではありましたが、ここを離すということは、校長が全然違う立場に

統括指導主事	<p>いるんだという感じを私は受けるんです。この辺の感覚はどうなんでしょう。</p> <p>この図につきましては、役員校長会からのご意見をいただきまして、初めは、校長、副校長が一体化していたんですが、小中連携教育コーディネーターというものが、連絡調整するというのは難しいということです。基本的には日程調整などには必ず副校長、いわゆる管理職の誰かが入っていないと学校としての交渉なので、なかなか難しいのではないかとということで、このようにさせていただきました。ここで日程調整等していただいて、連絡協議会で実際にいわゆるご協議をいただくというようなことです。副校長先生がここに入っているというのが、別途、校長先生にただ報告を上げるというようなことではなくて、いわゆる日程等の調整については、やっぱり副校長がある程度中心になってやっていただくことになろうというふうなことで、実態に沿った形での区分けで表をつくらせていただきました。</p>
尾上委員	<p>そうですか、わかりました。校長先生のご意見等を伺って、わかりました。</p>
教育長	<p>よろしいですか。</p>
松原委員	<p>確認ですけど、校長も深くかかわるという認識でいいんですよね。</p>
尾上委員	<p>そうですよね、そこですよね。</p>
教育長	<p>はい、そうですね。</p>
上野委員	<p>協議会という本体があって、その中で実務担当者部会というものがある。協議会というのはどうしても校長、副校長が中心でやる。部会の中にもこれから見ると、校長が配分されているというふうに、これでは見えるんですが。</p>
教育長	<p>ここには、校長は入らない。</p>
上野委員	<p>この中に、校長、副校長、コーディネーターというのは、一つの枠の中に入っているでしょう。一見、ちょっとなんか部会みたいにも見えますね。連絡協議会というのがあるって、それから、その中に部会がある、その部会を実務担当者部会と言っているわけでしょう。</p>

教 育 長	17ページに連絡協議会設置要項がありますが、実務担当者部会はこういう人たちでつくりますよというのが第4条の3で書いてございますね。
上 野 委 員	2条で、連携校に協議会を設置する。3条で、協議会は連携校の各小中学校管理職教員で組織すると、協議会というのは全部入るわけでしょう。協議会には会長、副会長を置くというわけですね。会長は中学校から1人、校長は小学校から1人、教育委員会が委嘱すると。今度は、協議会は、会長が招集し開催する。だから、総合的なもので、中学校の校長が会長になって招集していくというそういう運営ですよ。
教 育 長	はい、さようです。
上 野 委 員	それで参加者も調整できると。実務担当者部会というのは、4条で、協議会はその会を円滑に進めるため、実務担当者部会以下部会という、部会を設置することができる。部会は連携校における小中学校連携コーディネーター、各教科等の教員で組織すると。部会には部会長、副部会長、これはおいて、これは協議会の会長が指名し、部会の企画運営に当たると、部会は部会長が会長と協議の上で必要に応じて招集すると、部会長は必要に応じ参加者を調整することができるということだから、部会の中には校長自体は関与していないわけですよ。
統括指導主事	基本的には、校長は入っていないです。
上 野 委 員	入っていないんですね。むしろ入らないほうが意味があるわけでしょう。条文だけから見ると私、何の疑問はなくなっただけですけども、さきほどの図面、8ページのところへ行くと、小中連絡協議会というのが全体、一番上にあって、その下に部会があって、組織はそうですよね。
教 育 長	そうです。
上 野 委 員	それから、後は、地域住民、保護者等というのが一つの組織になっているわけだよね。
教 育 長	そうですね。

上野委員	小学校、中学校という中で、校長、副校長、コーディネーターというのがありますけれども。
教育長	あります。
上野委員	これは、各学校に必ず校長、副校長いるわけでしょう。
教育長	はい。
上野委員	小中連携教育コーディネーターというのは、ないからこれは置くわけですね。
教育長	そうです。
上野委員	そういうことから、これは、部会じゃないということだよね。
教育長	そうですね。部会を構成する人ですよ。小中連携教育コーディネーターは、第4条に書いてありますとおりにです。
上野委員	そういうことですよ。
教育長	この絵柄が全てをちょっとあらわすのは難しい部分もあります。ですから、要項とあわせて見ていただいて、ご理解いただくということになると思います。
上野委員	期間が1年なんですね。1年でまたかわるんでしょう。だから、ずっと続くという前提じゃないように読めます。
統括指導主事	すみません、これは先ほど指導室長からお話をさせていただいたとおりに、本区では、学校選択制をやっておりますので、あるときはこっちのA校に行くときが多かったのですが、ここと連携していたんだけど、次の年はB中学校に行く人数が増えそうだというようなことで、場合によっては、こっちに連携校を変更しなくちゃならないということがあり得ます。そのため、年度ごとの要項をまず立てさせていただいたというようなことでございます。

上野委員	今回は時限的な立法ですよ。だから、今回はそれでいいんです。とにかく1年間だということですよ。
石井委員	今の要項の第4条、実務担当者部会、このメンバーなのですが、副校長先生が入っていないで大丈夫でしょうか。
教育長	この実務担当者部会に、原則として副校長は入っていないということで、それはそれで動くのですかということですね。
指導室長	協議会の中にはもちろん校長、副校長先生が入っております。部会の中に副校長等も入ることもあろうかと思いますが、基本的に学校で開催していて、分散してやっている場合が多いことになろうかと思います。
石井委員	いや、でもこの条文、第4条の2では、副校長先生は入ってこないですよ。等のところの中に副校長が読めるかという読みづらさと思います。
上野委員	部会の中には、必ずその関係の学校の副校長が入るんだとしたら、石井先生のように、ここに積極的にその副校長及び小中連絡コーディネーターというふうにしないと、副校長はこの条文から排除されているように見えますね。
指導室長	全部の部会が同時並行したときには副校長は入りませんが、入る場合もあるということです。この2のところでは除いてありますが、5のところ、必要に応じて参加者を調整することができるという文言は入れてあるのですが。副校長ありきではありません。
教育長	原則としては副校長は入らないですよ。そして、副校長がいなくて大丈夫ということですが、一つは物理的に、幾つもの部会があるので、入れないということがあるんですね。もう一つは、入れなくて運営がうまくいくのですかということについてですが、そこについてお答えいただけますか。
統括指導主事	今、各学校で今までの小中連携の協議会みたいなことを開くときに、大体教室が分かれてやっていて、そこに管理職が立ち会うというのはまずありません。それは基本的には学校の今までの流れの中で、運営はできると考えております。

上野委員	私はむしろ実質的な部分を聞きたいのですが。その部会の中には、校長は入らないようになっているのだけど、副会長もないほうが円滑な部会の機能が果たせるのかどうか。副校長が入るとやりづらくなるのかどうか。そういう実質的な背景を聞きたいのです。
統括指導主事	入らないほうがいいということではないと思うんですけども、入らなくても円滑にできるような組織にしていかなきゃいけないということもあると思います。
尾上委員	ここに副校長を入れちゃうと、むしろ推進できないときがあるという考え方ですよ。
統括指導主事	いや、そういうことではないです。管理職が入ると、その実務部会が推進できにくくなるという考え方ではないです。
教育長	そうすると、さっき言ったけど、物理的に、幾つもの部会が同時並行していると無理ですよということから、抜いているって考えたほうがいいですかね。
統括指導主事	それもありますけども、組織で動いていますので、必ず全ての実務担当者部会に管理職が入らなきゃいけないということではなくて、コーディネーターであるとか、主になる教員が中心にその実務部会はきちり運営できます。
松原委員	私も同じような考え方をしております。つまり実務の担当者部会が、具体的に言いますと、例えば理科とか、英語とか運動会とか。具体的にはそういう形になっているわけですよ。そういう場面で、副校長が全部を回るということはまず不可能だと思うんです。だから、こういう形で。どうもその部会がまとまりが悪いなというときは、会長が副校長に命じて、ちょっと行ってくれみたいな、そのほうがいいんじゃないでしょうかね。
教育長	現実、そういうことで動いていくということですね。 もうそれでいいですね。もう多くのご意見いただきましたけど、よろしいですか。

教 育 長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご議論いただきましたが、これで議決いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
教 育 長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ありがとうございます。それでは、これで決定いたします。 それでは、続いて、日程第3、教育関係事務報告に参ります。 平成26年度教育委員会事務事業の点検・評価についての報告をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>先般、平成26年度の教育委員会事務事業の点検・評価につきまして、これは教育委員会としての決定をいただきまして、外部の学識経験者に評価をお願いした結果でございます。</p> <p>5ページ目ですか。1点目の教育用ICT機器のリース更新につきまして、次の6ページの学識者の意見とありますけれども、今後の教育活動、学習指導の効果的な展開には、ICTの活用は欠かせないと。区内各学校においては、創意を生かした指導の展開に力を注いでおり、本事業は重要な意味を持っていると。また、本事業の実績に関しては、有効性、効率性を考えて、適正に運用されているものと言うことができる。単年度一斉更新にかかわる事情、機器等の技術革新のスピード等の問題については、十分理解できる。今後は、そうした面にも研究を加え、一層効果的に進めることが重要である。</p> <p>もう一点は、平成20年度に配備された機器のリース期間満了による機器の入れかえにより、全小学校に配備されたデジタルテレビの電子黒板化が行われたことは素晴らしいことである。教員研修を実施し、教育機器利用の学習効果を高めてほしい。学校数の多い江戸川区において、どのようなICT機器をどんな目的で導入するのか検討するとともに、計画的な導入計画を示してほしいということで、ご意見をいただきまして、外部評価としてはA評価でございました。</p> <p>続いて、2点目の就学援助でございます。8ページに学識者のご意見がございます。</p> <p>児童・生徒の就学を保障し、義務教育の円滑な遂行を図ることは義務教育の前提と言える。経済的援助が必要な保護者に対する援助については、十分な配慮が必要である。準要保護者の認定基準についても細かく目を配り、十</p>

分な配慮とともに慎重な態度をもって、効果的に事業を推進していることは評価できる。

第二としまして、経済的理由に教育格差が課題になっている。学用品や修学旅行等の費用を援助することは、義務教育を豊かに過ごす上で大きな意味を持つ。支給品目や支給基準など、国や他区市の状況を参考としながら、公平・公正な運用を進めてほしい。認定審査や支給事務は膨大であるが、事務の見直しと効率化を図るとともに、個人情報保護の立場からの配慮も欠かさないでほしいということで、評価はAでございます。

続きまして、3点目、日本語指導員にかかわるものとして、11ページに学識者の意見がございます。

さまざまな国籍、多様な課題を有する児童・生徒が増えている現状を踏まえ、日本語指導が必要な児童・生徒に対して、必要とされる適応指導等の対策を講じ、学校教育の円滑な遂行を図ることは、重要な課題である。課題を有する児童・生徒の増加、指導員の確保、指導方法の充実など、さまざまな課題がある。事業展開を検討し、効果的に推進することが望まれる。

2点目、外国人児童・生徒の小中学校への入学が増えている。国際化が進展する現在、日本での教育に不安を感じている児童・生徒、保護者への対応は、緊急性があり、日本語指導員の必要性が強調されよう。一人一人の言語に合わせ、日本語指導員を配置している努力はすばらしい。的確な指導員を確保するとともに、不安の多い外国人児童・生徒へ手を差し伸べるために、臨機応変な対応の検討も必要であろう。評価はAでございます。

4点目、中学校の改築事業、松江第五中学校に対するものが13ページでございます。

学校施設の整備は、児童・生徒の効果的な学習活動の前提と言える。当該学校の教育実施状況に留意した事業の展開とともに、これまでの実績を生かした事業の運用については、十分な配慮が必要である。本事業は、実態をきめ細かく把握し、適正に運用されている。さらに、経済性、効率性に細かく目を配り、効果的に運用されている。

地域説明会、学校改築懇談会を繰り返しながら、学校や地域からの要望を受けとめ、基本構想、基本設計、実施設計をまとめた点は評価できる。パソコン教室と図書室を結びつけたメディアセンターや、多目的教室等により、新しい学習活動の展開が可能な施設が準備された点は評価できる。地域コミュニティ拠点施設、災害時の避難所施設としての機能も強化している。評価はAでございます。

5点目、教育相談、15ページでございます。

	<p>さまざまな課題を有する児童・生徒が増加傾向にある現状を踏まえ、教育相談等の援助が必要な児童・生徒に対して、必要とされる対策を講じ、健全育成を図ることは重要な課題である。本事業は、きめ細かく実態を把握し、実態に即した配慮がなされ、適正に運用されているとすることができる。</p> <p>課題を有する児童・生徒の増加、問題の多様化、相談担当者の確保と資質向上など、さまざまな課題があり、さらに効果的に事業を推進することが求められる。</p> <p>いじめ問題の多様化、不登校、不登校傾向や教育上の悩みのある児童・生徒や保護者の増加等に対応して、教育相談事業を充実させることは、緊急性のある課題である。時代の要請を受けとめ、きめ細やかな相談体制を整えていることは評価できる。相談を待つだけでなく、相談を促す活動も考慮してほしい。関係機関と連携をとりつつ、相談しやすい事業のあり方を検討する必要がある。評価がBでございます。</p> <p>最後に6番、登校サポートボランティア活用事業、17ページです。</p> <p>援助が必要な児童・生徒に対して、必要とされる対策を講じ、児童・生徒の教育機会の確保を図ることは重要な課題である。本事業は、学校とのきめ細かい連携、協力を留意し、有効性、効率性を考えて、適正に運用されているとすることができる。課題を有する児童・生徒には、さまざまな状況、背景がある。各学校への周知、担当者の確保など、事業展開に関して検討を加え、効果的に事業を推進することが望まれる。</p> <p>登校サポートボランティアの配置は、学級担任等の負担軽減や不登校の未然防止につながる具体的な施策として評価できる。配置を希望する学校、担任等との連絡・連携を密にするとともに、児童・生徒との信頼関係を得るためのかかわり方については、共通認識を培う全体研修を積み上げてほしい。評価はBでございます。</p> <p>以上の外部学識者の評価でございました。以上ご報告をさせていただきます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。それでは、今の報告について、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>この後は、議会に公表するということになっておりますので、文教委員会で報告をさせていただきます。</p>
教 育 長	<p>そういうことですね。よろしいでしょうか。何かありますか。</p>

上野委員	<p>こちらが自信を持って5にしたところがAになっているので、よかったと思います。その他もAもありますのでね。これもいいことだと思うのですが。</p> <p>むしろ、外部評価がBになったところは、よくやっぱり検討して、それは素直にそうだと思うとやるべきことなのか、いや、それはそうだけって何かこう事情を酌むものがあるのか、そのあたりはちゃんと心得ておいたほうがいいと思うんですよね。</p>
松原委員	<p>意見というよりも、捉え方でちょっと発言したいんですけど、5番と6番はBという評価なので、文教委員会の中で、文教委員の皆さんから多分質問等が出ると思うんですよね。</p> <p>このお二人の学識経験者、僕もよく存じているんですけども、多分背景的に見ますと、教育相談では、不登校の実数が小学校187名、0.05%、中学校はちょっと多くて3.82%。本区のようにサポート学習教室が6カ所あって、OBの校長先生を中心に臨床心理士が複数いて、本当に真摯に取り組んでおられるんですよ。文教委員会では、ぜひそういったことを含めて、自信を持って答弁してもらえればなというふうには思っています。</p> <p>それから、6番目の登校サポートボランティア活用事業ですが、やっぱり児童・生徒数が多い、特に中学生の場合、多いということがあって、そういう課題になっていますが、本当にサポート学習教室では頑張っておられるので、その辺をぜひ言っていたきたいなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p>
尾上委員	<p>私も、この外部評価のBの中で、相談を待つだけでなくという流れの中で、でも、学校では各アンケート調査等も結構行っていますよね。ですから、そういうことも積極的に、それは一つ、待つだけじゃなくて、それをチェックするとか、つかまえるためのアンケート調査を行っている。もし足りなかったらもう少しそれを頻繁にしていくとか。そういうかわりというのがきっと大事だと思うし、積極的にやっていただいているので、その辺のこともしっかりと発信していただければと思っております。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。他によろしいでしょうか。</p>

石井委員	すみません。ちょっとお伺いしたいんですが、教育相談で、実際にかかわっていらっしゃる方というのは、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。
教育長	こちら側ですね。臨床心理士とかですね。
指導室長	教育相談室は4カ所ございます。実際、来室相談できるのは3カ所で、グリーンパレスが14名、臨床心理士が。あと、二つの南篠崎と西葛西が5名と6名です。
上野委員	相談日は決めてあるんですか。
指導室長	個々の相談日ですか。それは個々によりまして、毎週相談に来られるケースもありますし、隔週の方もいらっしゃいますし、月に1回の方もいらっしゃいます。最初に相談を受け付けて、じゃあまた来週来てくださいといったきり来なくなってしまう方もいらっしゃいます。そのときには、毎週とか隔週とか月1回というローテーションとなります。
教育長	初めての方が来て、じゃあ私は次、来週いつ来ますからとか、そのときにまた合わせて来るとか、人がかわるのを強く相談で嫌がる場合ってありますよね。だから、そういうことは予約してできるということで考えていいわけですね。
上野委員	それから、やっぱりB評価になっているというのは、非常に大切なことだと。教育については。だけど、全体的にまだ行き届いていない、まだ途上段階だと。そういうこともあって、軽くBをA評価はできないという、そういう心理もあるんじゃないですか。
教育長	そうですね。
上野委員	満足しないでくれということですよ。大変でしょうけども、満足しないでくださいという評価だと私は理解しています。
教育推進課長	そうですね。4ページ目にその評価の手順がございます。外部評価のBは、教育目標達成のために一定程度の効果が期待できる事業であり、さらに改善を加え、事業を継続していくべきであるというようなことでのB評価だと思います。

<p>教 育 長</p>	<p>います。</p> <p>そうですね。この評価、一つは、今後の課題のところ、これは教育委員会事務局のほうで書いているものなんですけど、例えば、よりきめ細かい対応が必要だとか、4行目に、今後の課題のところ、相談員の資質向上等の人員の確保も必要だとか、さらに学校訪問によるさらなる周知、家庭との連携を強めていくというようなことが課題として書かれておりますので、今後とももっとこういうことしなさいよということが、私はこの外部評価にもかかわっているのかなというふうに思っております。ですから、そのようなことも反映しているのかなとは思うんですよね。</p> <p>すみません。それでは、これはよろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、続いて、教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。お願いいたします。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>教育推進課から3点の申請をご報告申し上げます。</p> <p>まず1点目は、第17回江戸川区管楽器ソロ・アンサンブルフェスティバル。申請者は江戸川区吹奏楽連盟理事長でございます。後援回数は17回目となります。事業内容としては、江戸川区における吹奏楽の振興と発展を目的とし、合奏技法の向上により、アンサンブル、ソロの演奏力向上につなげるというものです。後援の内容は、後援名義の使用となっております。この事業の実施日でございますが、28年2月11日木曜日、午前10時から午後8時まで、総合文化センター大ホールにおきまして、区内小中学生、一般区民を対象に行われます。経費の徴収でございますが、参加費としてソロの参加費が1,000円、アンサンブルの参加費が1人700円ということでございます。賞状、副賞等はございません。</p> <p>2点目でございます。葛西の里神楽、第8回美よ志会でございます。申請者は、東都葛西神楽保存会会長でございます。教育委員会の後援名義は8回目、同様に区にも後援名義の使用の申請が出ております。事業内容としては、葛西里神楽発表会として、葛西の里神楽を次世代へつなげるというものです。日ごろの稽古の成果を披露し、さらなる芸能伝承への意欲を喚起。将来の継承者たる青少年会員の増強と育成を図りつつ実施し、葛西の里神楽への興味、</p>

	<p>関心を高めるといふものです。後援の内容でございますが、教育委員会の後援名義の使用、そして会場の事前承認、広報えどがわへの掲載、チラシの配布となります。実施日時でございますが、28年3月13日の日曜日、東部フレンドホールにおきまして、一般区民を対象に行われます。経費、それから副賞、賞状等の付与はございません。</p> <p>3点目でございます。第40回わんぱく相撲江戸川区大会。申請者はプロジェクトわんぱく協議会会長でございます。教育委員会の後援名義につきましては39回目、同時に区の後援名義の申請も出ております。事業目的、概要でございますが、国技である相撲を通じて、心身の鍛錬、健康の増進を図る。マット土俵を6面用意し、学年ごとに男女別のトーナメントを行う。4、5、6年の優勝者は東京都大会に出場するという事です。後援の内容は、後援名義の使用。実施日は28年5月8日日曜日、江戸川区スポーツセンターにおきまして、区内在住、在学の小学生を対象に行われるものです。経費、それから賞状、副賞等はございません。</p> <p>教育推進課からは以上でございます。</p>
指導室長	<p>もう一件、指導室からご報告です。</p> <p>行事名が、ザ・ヤングアメリカンズ・ジャパンツアー2016夏イン江戸川ということでございますが、申請者はNPO法人じぶん未来クラブの代表者からの申請でございます。事業目的は、アメリカの音楽教育の非営利団体ヤングアメリカンズが展開するアウトリーチ、出前事業を通じて、子どもたちの表現、自己の追求ということで、内容はここにありますように、コメディ、ダンス、歌などパフォーマンスを通して学んで、ショーを実際に参加した子どもたちが作り上げていくという3日間のプログラムになっております。実施日が平成28年8月12日から14日でございます。文化センターの大ホールで行います。事業対象は小学生から高校生までです。経費につきましては、1人1万8,000円の参加費ということになります。江戸川区教育委員会の後援回数は6回ということで、以上です。</p>
教育推進課長	<p>お手元には、それぞれの事業の昨年度の開催のときのパンフレット、それからチラシ、開催趣意書等をおつけしてございます。</p>
教 育 長	<p>ご報告ありがとうございました。四つの事業について、後援名義の使用申請ということでご報告いただきましたが、このことにつきまして質問、ご意見ございますでしょうか。</p>

石井委員	<p>第17回目のソロ・アンサンブルフェスティバルについてお伺いしたいんですが、子どもたちが一生懸命練習してその成果を発表するという、表彰もあるようなんですけれども、経費を徴収しないとやっていかれないのかな、あるいは、お願い事的になるんですけど、経費を徴収しないようなやり方というのはできないものかなと思ったんですが、いかがでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>予算書という形でいただいておりますので、そちらをご報告させていただきますけれど。全体の経費は21万5,800円ですね。そのうち参加費が19万5,000円を占めております。この吹奏楽連盟のほうからの会計として、2万1,800円を収入に充てております。</p> <p>支出の内訳は、会場費が附帯設備と合わせまして12万5,000円ほどもかかります。その他に事務費として2万円、それから、それぞれ賞を金賞、銀賞というような賞を差し上げているようですが、そうしたものの景品代ということでの予算も含まれております。</p>
石井委員	<p>仕方ないんですね。</p>
教育長	<p>主催がこの江戸川区吹奏楽連盟ですので。区が主催じゃないので、事業費が区としては出せないと。ですから、あとは補助金ということなんでしょうが、なかなか今その補助金というのが難しくなっているんです。この分もやはりこういう経費でということになるんじゃないかというふうに推測します。</p>
石井委員	<p>わかりました。</p>
尾上委員	<p>私、初めてこのプログラム見せていただいて、すごいんだなと。改めて吹奏楽って、各学校が素晴らしい演奏をしてくださる。そういうもとがこういうところにあるんだなということを認識させていただきました。そういう部分では本当に、江戸川区のこの教育委員会もしっかり応援をして、さらに子供たちが実力つけられるようにと。こんなに中学生がこうやって仲間同士でしているんだなと思って、すごくうれしいですね。ありがとうございました。</p>
教育長	<p>こうやって中学生がずっと出ていると。本当にすごいですね。他に、四つの項目、いいでしょうか。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、この後援名義の件の報告については、以上とさせていただきます。</p> <p>それでは、続きまして、小学校選択制補欠登録者の繰上げ結果についての報告をお願いします。</p>
<p>住田学務課長</p>	<p>お手元の資料をごらんください。平成28年度入学の小学校選択制により抽せんを行った5校の補欠登録者に対して、資料の表のとおり繰り上げ当選を決定しましたので、報告をいたします。</p> <p>表の見方ですけれども、1番の小松川小学校については、12名補欠登録者がおりました。そのうち2名が転出、私立小学校等で抜けて、残りの10名に対して、全員が繰り上げ当選ができたということで、小松川小学校は繰り上げ不可者はゼロということになりました。</p> <p>一方、3番の例えば松江小学校については、11名補欠登録者のうち2名が抜けて、繰り上げができたのは3名ということですので、6名が繰り上げができなかったということになります。繰り上げができなかった児童については、通学区域の小学校に入学していただくということで、通知等を差し上げるということになります。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>今のご報告につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしいですか。いいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>じゃあ、これはこのようなことで、ご報告を了承させていただきます。</p> <p>続いて、教職員の人事についての報告に参ります。この報告は、人事に関する案件でございますので、教育委員会会議規則第13条に定める秘密会の上、審議したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>賛成多数でございます。これより会議は秘密会とさせていただきます。</p>

教 育 長	<p>〔秘密会により報告〕</p> <p>それでは、ただいまの報告事項を了承させていただきます。</p> <p>では、以上をもちまして、平成28年第2回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。</p> <p>閉会時刻 午後3時7分</p>
-------	---